

下野市高齢者保健福祉計画（第9期）を策定しました

■問い合わせ先 高齢福祉課 ☎(32)8904

策定の趣旨

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加や孤立、認知症の人の増加など、多くの課題への対応が求められています。こうした中で、第8期計画の進捗状況や評価等を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を通じた地域共生社会の実現を目指すため、この計画を策定しました。

位置づけ

老人福祉法に定める老人福祉計画と介護保険法に定める介護保険事業計画を一体として策定し、市総合計画や国・県の施策等と連携と、調和が保たれたものとします。

計画期間 令和6年度～令和8年度（3か年）

基本理念

「みんなで支え合い 安心して暮らせる 健やかなまちづくり」

施策の柱

- 1 生きがいつくりの推進
- 2 地域における支え合い・助け合いの充実
- 3 介護予防・日常生活支援の推進
- 4 介護・福祉サービスの充実・強化
- 5 在宅医療・介護連携の推進
- 6 認知症施策の推進
- 7 人材の確保・育成
- 8 安全・安心な暮らしの確保

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、高齢者人口の将来推計等から今後3年間における介護保険サービスに要する費用を見込んで、下表のとおり設定しました。

■所得段階別保険料

段階	対象者	算定式	保険料 (年額)
第1	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.455 (月額2,639円)	31,700円
第2	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.65 (月額3,770円)	45,200円
第3	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額×0.69 (月額4,002円)	48,000円
第4	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.88 (月額5,104円)	61,200円
第5	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	基準額×1.00 (月額5,800円)	69,600円
第6	市民税課税かつ合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20 (月額6,960円)	83,500円
第7	市民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30 (月額7,540円)	90,500円
第8	市民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50 (月額8,700円)	104,400円
第9	市民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.70 (月額9,860円)	118,300円
第10	市民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.80 (月額10,440円)	125,300円
第11	市民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.90 (月額11,020円)	132,200円
第12	市民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.00 (月額11,600円)	139,200円
第13	市民税課税かつ合計所得金額が720万円以上820万円未満	基準額×2.10 (月額12,180円)	146,200円
第14	市民税課税かつ合計所得金額が820万円以上	基準額×2.15 (月額12,470円)	149,600円

※年額の保険料は、100円未満を四捨五入した額を設定しています。